平成２４年（フ）第４５６号
大阪府泉大津市千原町１丁目１番５号奥野ハイツＢ―201号
債務者　上村　藤子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1059番地の５
債務者　山下　義隆
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
奈良県生駒郡平群町下垣内157番地、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町大字椿井863番地の44
債務者　辻　　靖之
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６１号
奈良市船橋町15番地の４　102号
債務者　島津　千恵（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６３号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住１―106
債務者　脇本　教子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３５号
香川県高松市川部町129番地５
債務者　田中　　登
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５１号
福岡県大牟田市大字三池38番地８
債務者　石原　一郎
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県大牟田市明治町２丁目61番地25
債務者　中田　惠久
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２６６号
沖縄県豊見城市字真玉橋365番地２　さくらアパート105号
債務者　中村　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５３号
沖縄県那覇市寄宮３丁目12番17号　大原アパートＡ―Ｆ
債務者　新里　末美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９７号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ５―313
債務者　新城　　孝
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８２８号
千葉県市原市五井1636番地１　グランシャリオ102
債務者　蓑島　正行
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３３号
千葉県船橋市本町６丁目10番18号　はなぶさ荘106号
債務者　児玉　　清
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５４号
千葉市中央区道場南１丁目１番26号サンアイマンション102号
債務者　下田由希子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７２号
千葉県市川市南八幡３丁目22番14号　メゾン市川Ａ201
債務者　柳町　道子（旧姓榎屋）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９００号
千葉県八千代市勝田台５丁目29番地の３
債務者　薗部　隆一
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９０１号
千葉県八千代市勝田台５丁目29番地の３
債務者　薗部　君子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係